

令和4年2月21日

教育保育施設(保育園・こども園・幼稚園等)
放課後児童クラブ
児童館等
子どもの居場所

} 保護者 各位

石垣市長 中山 義隆
〔公 印 省 略〕

感染再拡大抑制期間の対処方針について（通知）

日頃から新型コロナウイルスの感染拡大防止についてご協力を頂き深く感謝申し上げます。

令和4年2月20日をもって「まん延防止等重点措置」が解除されることが政府において決定されました。

しかしながら、「まん延防止等重点措置」解除後においても、県内の感染状況は流行が続いており、リバウンドが起これば、再び「まん延防止等重点措置」を実施する可能性があり、過去の経験から3月から4月にかけて移動や交流が活発になることによる流行が懸念されていることから、沖縄県においては、2月21日から3月31日までの間、「感染再拡大抑止期間（沖縄県対処方針）」を実施することが決定されました。

つきましては、感染再拡大抑制期間における本市の保育施設等運営の対処方針を下記のとおり行うこととし通知いたします。

保護者の皆様におかれましては、引き続きご理解ご協力くださいますようお願いいたします。

記

1 通知における適用期間 **感染再拡大抑制期間***

※令和4年2月21日（月）から3月31日（木）

2 保育施設等の運営について

(1) 通常運営となる公立施設

公立保育所、公立幼稚園、公立認定こども園、預かり保育、放課後児童クラブ、ファミリーサポートセンター、子どもホッ！とステーション

(2) 運営時間短縮となる公立施設

こどもセンター、とのすく児童館、こっこーま：館内消毒のため12時から14時の間は利用停止とする。

(3) 保護者等が参加する保育行事（例：おゆうぎ会、発表会など、多くの人が集まるイベント）については、場所や時間、開催方法等について十分配慮すること

(4) 上記公立施設以外の民間教育保育施設においては、当通知による趣旨をご理解いただき、施設運営の指針として取り扱って頂きますようお願いいたします。

3 家庭保育の協力要請

(1) 園児に風邪症状（発熱、鼻水、咳、嘔吐、下痢、倦怠感等）がみられるときや、同居の家族に風邪症状がみられるときは、症状が改善するまで家庭保育をお願いします。

また、登園時や登園後に風邪症状がみられた場合にも同様の取扱いとし、症状が改善するまで自宅で休養し、必要に応じて病院での診察をお願いします。

- (2) 感染再拡大抑制期間の「家庭保育の協力要請」により登園自粛を行なって頂きました家庭に対しては保育料等の軽減を行ないます。
- 4 園児及び保護者^{*}の郡外渡航について（※園児と同行する保護者の場合のみ）
- (1) 郡外渡航は原則自粛として、急を要しやむを得ない郡外渡航となる場合は、事前に保育所(園)へ旅行届（別添様式1）を提出してください。
- (2) 郡外渡航後は、**確実にPCR検査又は抗原検査を受ける**ようにして下さい。沖縄県が実施するPCR検査一般無料検査及び12歳未満無料PCR検査をご活用ください。また、検査結果がでるまでは家庭保育として、「陰性」が判定された後に登園（利用）して下さい。
- (3) 帰島後（帰島日を1日目）から2週間は健康観察を徹底し、園児及び同居する家族の者に発熱や咳、体調不良等がある場合は症状が改善するまで家庭保育をお願いします。
- 5 濃厚接触者等の待機期間について（「濃厚接触者の待機期間の考え方」沖縄県R4.2.2）
- (1) 全ての濃厚接触者（保育施設においては園児及び保育従事者）
陽性者の「発症日」又は「居住内で感染対策（マスク着用、手指消毒等）を開始した日」のいずれか遅い方を0日目として、7日目までを待機期間（不要不急の外出自粛）として、8日目に解除を可能とする。ただし、10日間を経過するまでは、検温など自身による健康状態の確認を行うこと。
- (2) 社会機能維持者である濃厚接触者（保育施設においては保育従事者）
保育従事者は4日目及び5日目に医療用の抗原検査キットを用いた検査で陰性確認後、5日目から解除を可能とする。ただし、10日間を経過するまでは、検温など自身による健康状態の確認を行うこと。
- (3) 無症状患者（無症状病原体保有者） ※PCR検査で陽性者と特定されるが無症状
検体接種日を0日目として、7日間経過をした場合に療養解除（勤務・登園）を可能とする。ただし、10日間を経過するまでは、検温など自身による健康状態の確認を行うこと。
- 6 その他
- (1) 上記1～5の取り扱いについては、今後、新型コロナウイルスの急速な拡大の兆候等があれば措置の強化を行います。
- (2) 家庭内に濃厚接触者（親兄弟など）がいる場合、その家庭内の園児・児童は登園（利用）停止とする。ただし、当該濃厚接触者がPCR検査で「陰性」と判定された場合は、当園（利用）可とする。
- (3) 国や県の方針等によっては、今回の取扱いを変更する場合があります。

保護者の皆さまには、大変ご苦労・ご不便をおかけしますが、皆さまの生命・健康、暮らしを守るため、引き続きのご協力をお願いいたします。

(様式1) 保護者用

旅 行 届

年 月 日

施設名：

園長

様

施設名

氏 名

保護者名

印

私は、郡外に移動した場合の感染予防対策(注意事項)を遵守し、下記のとおり、旅行します。

記

1 旅 行 期 間

令和 年 月 日

令和 年 月 日 (日間)

2 旅 行 先

3 旅 行 の 理 由

4 滞在場所(連絡先)

5 行動(移動)計画

6 備 考